

災害時等におけるバスの利用に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と有限会社北関東観光（以下「乙」という。）は、災害時等における乙所有のバスの利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者をバスにより避難所に安全かつ迅速に避難させること又は一時的な避難場所としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、豪雨、暴風、洪水その他の異常な自然現象及び大規模な火災、爆発、武力攻撃事態等の緊急対処事態により生ずる被害をいう。

（配車の要請等）

第3条 甲は、災害時等において、避難者を避難所に避難させること又は一時的な避難場所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとし、乙は、甲からの要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 配車要請は、原則としてバス配車要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、ファックス等により要請できるものとし、その後速やかに配車要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について相互に確認するとともに、災害時等に支障を来さないように努めるものとする。

（連絡責任者の選任等）

第5条 甲及び乙は、災害時等におけるバス利用を円滑に実施するため、それぞれ連絡者を選任し、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

（職員等の同乗）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙のバスに甲の職員等を同乗させることができる。

（経費の負担）

第7条 第4条の規定による要請により乙に発生する経費の甲の負担額は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払を請求するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成の上、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和3年9月28日

埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3

甲 久喜市

久喜市長

群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 1297-1 番地

乙 有限会社北関東観光

取締役社長